

本市の日常生活圏域は、平成30年度以降、包括圏域（高齢者人口概ね1万人に1か所）としているが、現在、**1万5千人を超過している圏域が複数あり、今後も1万5千人を超過する圏域の増加が見込まれ、圏域ごとで格差が広がっていく状況となることから、令和6年度「第2回大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」及び「第3回大阪市地域包括支援センター運営協議会」の議論を踏まえ、次の方針に基づき、圏域再編を検討することとした。**

再編検討基準	① 現に高齢者人口が「1万5千人程度」を超過する圏域であり、今後も人口の増加傾向が見込まれる場合 ② 現に高齢者人口が「5千人程度」を下回り、今後も減少傾向が見込まれる場合
①または② に該当する 場合	一律に高齢者人口による圏域再編は行わず、区運営協議会において、地域事情や現に生じている地域課題などを確認し、再編が必要と判断された圏域は、地域の実情を十分考慮したうえで、令和9年度（第10期計画）以降に圏域再編を実施する。 ・単独圏域区は、分割を検討する。<u>圏域が複数ある区</u>においては、将来の高齢者人口の推移も考慮したうえで、区内圏域割調整を優先のうえ検討する。 ・地域包括ケアシステムの構築には、民生委員・児童委員や町会など地域住民の協力が不可欠であることから、日常生活圏域の再編等を行うにあたっては、町会や学校区などの区割りを考慮のうえ設定する。 ・担当する地域包括支援センターの変更など、日常生活圏域を単位として実施される事業に影響を及ぼすことから、市民や介護サービス事業所等に混乱をきたさないよう、現行の圏域割を可能な範囲で活かしたうえで再編する。 ・圏域の見直しに伴い、新たなブランチの開設が必要な場合は新設、一方で、必要性が低下する場合は廃止する。

第10期計画に向けて

【都島区北部・西区・天王寺区の3圏域において再編検討基準①に該当】

- ・該当区の区運営協議会において、日常生活圏域の状況を踏まえ、圏域の分け方など再編方針を検討、承認されたものを市運営協議会へ報告。
- ・市運営協議会においては、新たな「包括圏域」の設置などに関して審議し、その内容を社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会へ報告。

再編検討基準に該当する圏域の高齢者人口（第1号被保険者数）の推移

	R7 (実績)	R8 (推計)	R9 (推計)	R10 (推計)	R11 (推計)
--	------------	------------	------------	-------------	-------------

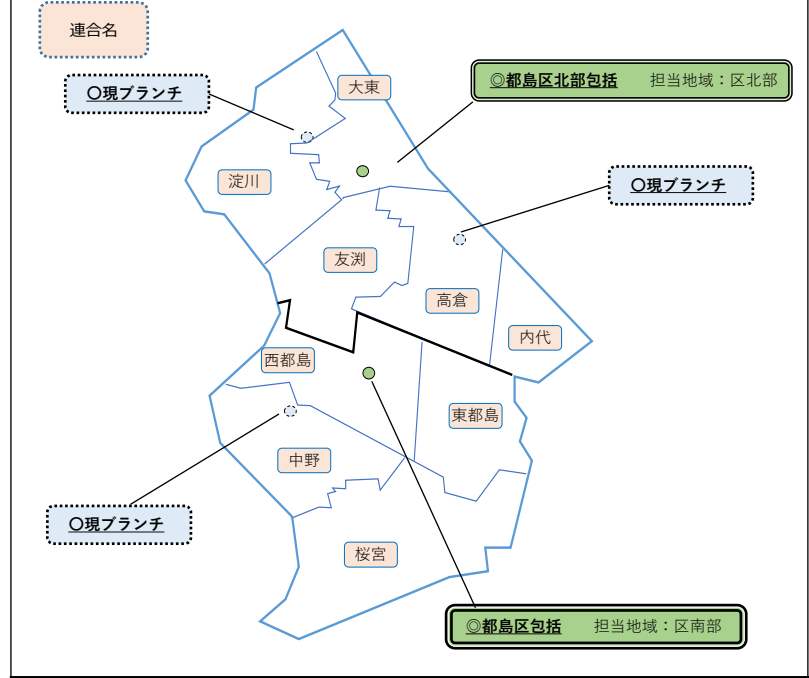
【1区複数圏域】

都島区北部	15,091	15,177	15,264	15,351	15,439
-------	--------	--------	--------	--------	--------

【1区1圏域】

西区	16,474	16,621	16,770	16,920	17,071
天王寺区	16,331	16,628	16,930	17,238	17,551

都島区（現在の圏域）



概ね中学校区に沿って南北に圏域が設定。

区運営協議会の意見

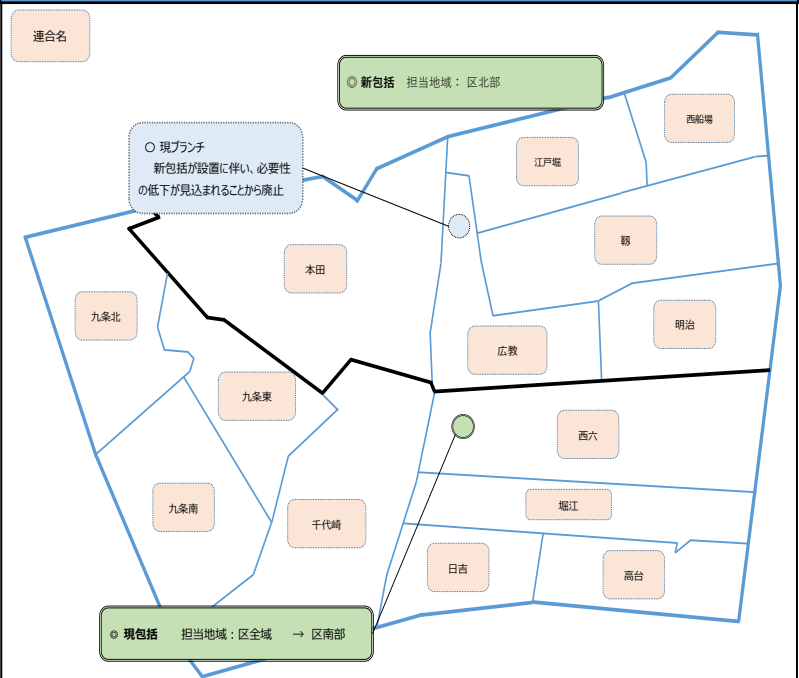
【都島区】 区内圏域割の調整について

高齢者人口は検討基準を若干上回るが、今後の増加はわずかであり、現時点では現状2つの圏域を調整するほどの特段の地域課題はなく、**圏域再編は見送りが妥当。**

【西区・天王寺区】 圏域分割について

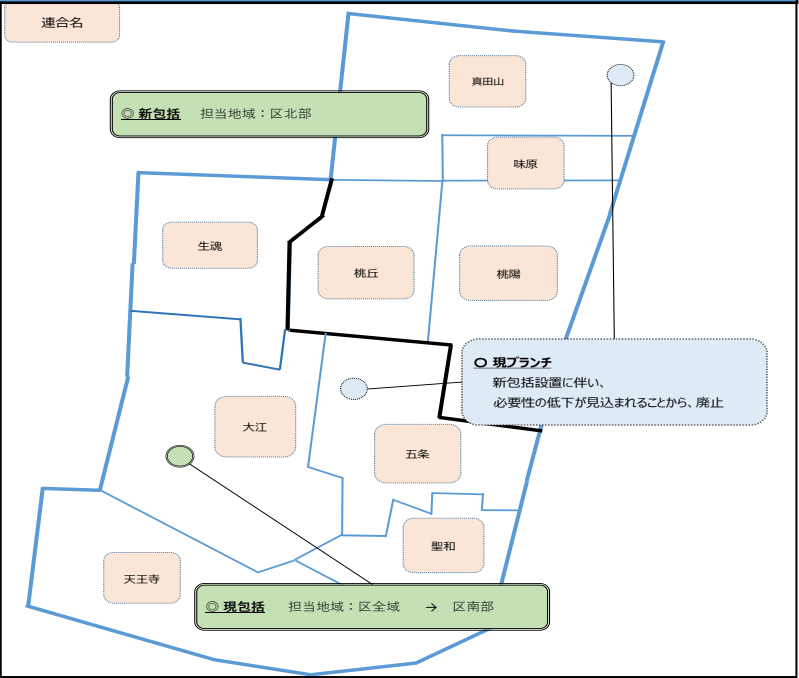
今後も高齢者人口は継続して増加することが見込まれ、地域の特色や実情に見合った持続可能かつ安定的な地域包括ケアシステムの構築を図るためには、**圏域の再編（分割）が妥当。**

西区（分割案）



大きな幹線道路が東西に走っており、概ねその道路と境が一致する中学校区に沿って南北に圏域を設定。

天王寺区（分割案）



区内に上町台地が走り、起伏の多い地形となっていることから、南北に圏域を設定。